

国立国会図書館

諸外国の国民投票法制及び実施例【第2版】

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 796 (2013. 8. 1.)

- | | |
|------------------------|------------------|
| はじめに | 1 英国 |
| I 義務的及び任意的な国民投票制度を有する国 | 2 カナダ |
| 1 フランス | 3 イタリア |
| 2 スイス | 4 スウェーデン |
| 3 オーストラリア | III 国民投票制度を有しない国 |
| 4 ロシア | 1 アメリカ |
| 5 韓国 | 2 ドイツ |
| II 任意的な国民投票制度のみを有する国 | おわりに |

- 国民投票とは、国民が投票によって、憲法改正等の国家的に重要な事項に関して直接意思を表明する制度である。
- フランス、スイス、オーストラリア、ロシア、韓国は、義務的な国民投票制度と任意的な国民投票制度を併せて有している。義務的な国民投票の場合は、結果は拘束的であるのが通例である。
- 任意的な国民投票制度のみを有する諸国には、カナダのように、諮問的な国民投票制度のみを有する国や、英国、イタリア、スウェーデンのように、諮問的及び拘束的な国民投票制度を併用している国がある。
- 州・地方レベルでは、住民投票が実施されてはいるが、全国レベルでの国民投票制度を有していない国として、アメリカ、ドイツといった国が挙げられる。

国立国会図書館調査及び立法考査局憲法課

やまおか のりお
(山岡 規雄)

第796号

はじめに

国民投票とは、国民が投票によって、憲法改正等の国家的に重要な事項に関して直接意思を表明する制度である。本稿は、諸外国の国民投票制度について、G8 諸国を中心に、その法的根拠と実施例を紹介するものである。

国民投票は、憲法等の定めにより当然に実施される場合と、政府又は一定数の議員若しくは国民等の提案により実施される場合とがある。一般に、前者は義務的国民投票と呼ばれ、後者は任意的国民投票と呼ばれている。

このような要件による分類のほか、国民投票は、結果が政府又は議会に対し、拘束力を有するか、拘束力を有しないか（又は改正等の最終的確定になるか否か）という効果の観点から分類することができ、以下、拘束力を有するものを拘束的国民投票、有しないものを諮問的国民投票と呼ぶ。

本稿では、まず要件による分類、すなわち、①義務的及び任意的な国民投票制度を併用している国、②任意的な国民投票制度のみを有する国、③国民投票制度を有しない国という分類に従い、記述を分けた。

国民投票の対象について、多くの国では、憲法改正を第一に掲げているが、そのほかにも、法律や重要政策について国民投票を実施している国が存在する。各国の記述においては、国民投票の対象に着目して項目を立て、義務的か任意的か、拘束的か諮問的かという観点を交えつつ、その手続等について述べることとした。

なお、本稿では、全国レベルでの投票について「国民投票」という用語を用い、地域レベルの投票を含むもの、すなわち住民投票と「国民投票」を包括する概念について「レファレンダム」という用語を用いた。

I 義務的及び任意的な国民投票制度を有する国

1 フランス

(1) 法的根拠

憲法改正に関する国民投票については、憲法第 89 条が規定し、法律案に関する国民投票については、憲法第 11 条及び第 88 条の 5 が規定している。国民投票の手続を一般的に定めた法律は存在せず、国民投票の度にデクレ（命令）が制定され、投票権者の要件、投開票手続等が規定される。

国民投票の組織に関する 2005 年のデクレでは、投票権を有するのは、選挙人名簿に記載されている者、すなわち、18 歳以上のフランス国民と規定している。

(2) 国民投票の種類

(i) 憲法改正に関する国民投票（義務的又は任意的国民投票かつ拘束的国民投票）

憲法改正案については、政府提出のものであるか、議員提出のものであるかによって扱いが異なる。

憲法第 89 条によると、議員提出の憲法改正案の場合は、両院の過半数の賛成によって議決された後、必ず国民投票に付さなければならない。政府提出の憲法改正案の場合は、議員提出

の憲法改正案と同様の手続をとって国民投票に付される場合もあるが、一方で大統領が両院合同会議として招集される議会に提出する場合には、合同会議において5分の3の賛成を得た場合に承認され、国民投票に付す必要はないものと定められている。

これまでに制定されたデクレの例によれば、国民投票の結果は、有効投票の過半数によって決定されると定めている。

(ii) 法律案に関する国民投票（義務的又は任意的国民投票かつ拘束的国民投票）

憲法第 11 条によると、大統領は、政府の提案又は議会の両院の共同の提案に基づき、一定の法律案を国民投票に付すことができることとなっている¹。国民投票の対象とすることができる法律案は、政府提出の法律案であり、議員提出のものを国民投票に付すことはできない。また、政府提出の法律案全てが対象となるのではなく、①公権力の組織に関する法律案、②国の経済的又は社会的政策²とそれに貢献する公役務に関連する諸改革に関する法律案、③違憲ではないが諸制度の運営に影響を及ぼすと考えられる条約の批准を承認する法律案、という 3 種の法律案に限定されている。

また、憲法第 88 条の 5 によると、欧州連合への国の加盟に関する条約の批准を承認する全ての政府提出法律案は、大統領により国民投票に付されることになっている。ただし、各議院における 5 分の 3 の多数による動議に基づき、両院合同会議で 5 分の 3 の多数により法律案が承認された場合は、国民投票は実施されない。

これまでに制定されたデクレの例によれば、国民投票の結果は、有効投票の過半数によって決定されると定めている。

(3) 実施例

フランスでは第 5 共和制成立後、過去 9 件、国民投票が実施されている。そのうち、8 件が憲法第 11 条に基づくものであり、憲法第 89 条に基づくものは 2000 年の国民投票の 1 件のみである。なお、1962 年と 1969 年の国民投票は、憲法改正に関する国民投票であるにもかかわらず、議会による関与を排除するため、事実上大統領の主導の下で、憲法第 11 条に基づいて行われた³。

表 1 フランスの国民投票実施例（第 5 共和制）

日付	内容	投票率(%)	賛成(%)	反対(%)	成否
1961.1.8	アルジェリアの自治	73.8	75.0	25.0	○
1962.4.8	アルジェリアの独立と非常立法権	75.3	90.8	9.2	○
1962.10.28	大統領の直接選挙（憲法改正）	77.0	62.2	37.8	○

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2013 年 7 月 18 日である。

¹ 憲法第 11 条については、2008 年に改正があり、選挙人名簿に登録された選挙人の 10 分の 1 の支持を得て議会議員の 5 分の 1 が国民投票を提案することができることとされたが、この改正は、それを具体化する組織法律等が制定されるまで未施行とされている。現在のところ、当該組織法律等は制定されていない。

² 2008 年の憲法改正で「環境的政策」が付け加えられたが、注 1 のとおり、憲法第 11 条の改正の施行の要件である組織法律が成立していないため、未施行である。

³ 憲法第 11 条は法律案の国民投票について規定はしているものの、憲法改正案には言及していない。そのことを根拠として、1962 年には第 11 条に基づく憲法改正国民投票は手続的に違憲との訴訟が憲法院に提起された。その際、憲法院は、手続上の問題には触れずに、憲法院には国民によって採択された法律を審査する権限はないと述べ、事実上第 11 条に基づく憲法改正国民投票を容認した。

日付	内容	投票率(%)	賛成(%)	反対(%)	成否
1969.4.27	上院改革と地域圏の創設 (憲法改正)	80.1	47.6	52.4	×
1972.4.23	欧州共同体 (EC) 拡大の承認	60.2	68.3	31.7	○
1988.11.6	ニュー・カレドニアに関する協定の承認	36.9	80.0	20.0	○
1992.9.20	マーストリヒト条約の承認	69.8	51.0	49.0	○
2000.9.24	大統領任期の短縮 (憲法改正)	30.2	73.2	26.8	○
2005.5.29	欧州連合 (EU) 憲法条約の承認	69.4	45.3	54.7	×

(出典) Michael Gallagher and Pier Vincenzo Uleri, eds., *The referendum experience in Europe*, Houndmills : Macmillan, 1996, p.73 等を基に筆者作成。

2 スイス

(1) 法的根拠

連邦憲法第 136 条は、国民投票をも含む政治的権利の行使のための資格要件を定めている。連邦憲法の改正に関する国民発案については、連邦憲法第 138 条及び第 139 条、義務的国民投票については、連邦憲法第 140 条、任意的国民投票については、連邦憲法第 141 条が規定している。連邦憲法第 142 条は、国民投票及び州による投票の結果の確定要件について規定している。国民投票の手続については、「政治的権利に関する 1976 年 12 月 17 日の連邦法律」が詳細を定めている。

連邦憲法第 136 条によれば、投票権を有するのは、18 歳以上のスイス国民と規定されている。

(2) 国民投票の種類

(i) 連邦憲法の改正に関する国民投票 (義務的かつ拘束的国民投票)

連邦憲法の改正の場合は、国民自身の改正案を提示できる点に特徴がある。発案過程に国民の直接参加を認めるという点でユニークな制度であるといえる。ただし、国民発案は、直接国民投票には付されず、連邦議会による審議を経なければならない。

(a) 全面改正

全面改正の場合は、改正案に関する国民投票に先立って、改正すること自体の可否に関して先決国民投票⁴が行われる場合がある。すなわち、国民によって全面改正の発案がなされた場合及び連邦議会の両院(国民議会及び全州議会)で全面改正につき意見が一致しなかった場合に、先決国民投票が行われる⁵。

先決国民投票の結果、全面改正すること自体が認められた場合には、新たに両院で選挙が行われ、新たに選挙された議会が、連邦憲法の全面改正案を作成し、国民及び州((3)を参照)の投票にかけることになる。

(b) 部分改正

部分改正の最短コースは、連邦議会が改正を発案し、国民投票の過半数の賛成と州の過半数

⁴ 憲法改正に先立って実施される国民投票なので、「先決国民投票 (Vorabstimmung)」と呼ばれている。

⁵ 全面改正につき連邦議会の両院の意見が一致した場合には、先決国民投票は要せず、当該議会が全面改正案を作成し、国民及び州の投票にかける。

の承認を得る方法である。それに対して、国民の側から改正の発案をする場合には、最終的な国民投票、州の承認という手続に至るまでに、様々な段階を踏まなければならない。まず、発案に際しては、有権者の 10 万人以上の署名が必要とされる。発案には、①特に具体的な草案を提示しない一般的な提案と、②完成された草案の提出の 2 つの方法がある。

①の一般的な提案の場合は、まず、両院がその可否を判断する。当該提案に同意した場合には、連邦議会で改正案を作成し、その改正案に対して国民投票、州による投票を求めることになる。連邦議会が当該提案に同意しなかった場合には、改正の可否自体に関して国民投票を行うことになる。この先決国民投票によって改正の必要ありとの判断が示された場合には、連邦議会が改正案を作成し、その改正案を国民及び州による投票に付すことになる。したがって、一般的な提案が連邦議会によって承認されなかったときには、国民投票が 2 回行われる場合もある。

一方②のように、国民が完成された改正案を提出した場合には、両院の同意が得られれば、改めて連邦議会の側で改正案を作るまでもなく、そのままの形で国民及び州による投票にかけられることになる。連邦議会が同意しなかった場合には、国民の作成した改正案に、当該改正案に対する拒否勧告を付して、また場合によっては連邦議会の側で作成した対案を添付して、国民及び州の投票にかけることになる。

(ii) 連邦法律、連邦決議及び国際条約に関する国民投票（拘束的国民投票）

(a) 義務的な国民投票

集団的安全保障のための組織又は超国家的共同体への加盟に関しては、義務的に国民投票を実施しなければならない。また、効力が 1 年を超える憲法に基づかない緊急であると宣言された連邦法律⁶に関しても、当該法律の採択後 1 年以内に、国民投票による承認を必要とする。

(b) 任意的な国民投票

①連邦法律、②効力が 1 年を超える、緊急であると宣言された連邦法律、③憲法又は法律によって国民投票が提起できると定められている連邦決議、④国際条約のうち、a 無期限であり、かつ、廃棄することができないもの、b 国際機構への加盟を定めるもの、c 法規範を定める重要な規定を含むもの又はその実施のために連邦法律の制定が必要なものという 3 つのカテゴリーに属する国際条約については、公布から 100 日以内に 5 万人の有権者又は 8 つの州の要求があった場合には、国民投票に付することができる。

投票者の過半数の賛成を得た場合には、当該連邦法律等に関する連邦議会の議決は承認される。

(3) 国民投票の結果の確定要件

国民投票に付された案件は、投票者の過半数が賛成をした場合に承認される。なお、義務的国民投票の場合には国民による承認のほか、州の過半数の承認が必要とされることがある（(2) (i) で記述した場合及び (2) (ii) (a) の場合）。その場合、国民投票の州ごとの結果が、州の投票と見なされる。現在、スイスには 26 の州が存在するが、そのうち 6 州（旧半州）が 2 分の 1 票の扱いとなるため、全体で $20 + 0.5 \times 6 = 23$ 票の計算となり、その過半数の 12 票に当たる賛成が必要となる。

⁶ 緊急であると宣言された連邦法律とは、(2) (ii) (b) のように国民投票に付される可能性を排除し、直ちに公布される連邦法律のことである。

(4) 実施例

スイスでは、国民投票が頻繁に行われ、1848年の連邦結成以来、587件について国民投票が実施されている。このように多数にわたるため、ここでは、過去5年（2008年11月30日以降）実施された国民投票のみを一覧表に示した。2008年11月30日以降実施された国民投票は、38件であり、そのうちの28件が憲法改正に関わるものであった。

表2 スイスの国民投票実施例（2008年11月30日以降）

日付	内容	投票率 (%)	賛成 (%)	反対 (%)	可決した 州数	成否
2008.11.30	児童に対する性犯罪の時効の廃止（憲法改正）	47.5	51.9	48.1	18	○
	62歳以上の退職者に対する年金全額支給（憲法改正）	47.6	41.4	58.6	4	×
	一定の建築計画に対する環境保護団体の異議申立権の制限（憲法改正）	47.2	34.0	66.0	0	×
	大麻に関する規制緩和（憲法改正）	47.3	36.7	63.3	0	×
	青少年の麻薬からの保護の強化、麻薬の医学的利用の明定等を内容とする麻薬法の改正	47.1	68.1	31.9	—	○
2009.2.8	欧州連合（EU）・スイス間の人の移動の自由に関する協定の延長及びブルガリア・ルーマニアへの協定の拡張	51.4	59.6	40.4	—	○
2009.5.17	補完医療の憲法規定化（憲法改正）	38.8	67.0	33.0	23	○
	生体認証旅券の導入	38.8	50.1	49.9	—	○
2009.9.27	付加価値税率の引上げによる障害者保険の期限付き追加資金調達（憲法改正）	41.0	54.6	45.4	12	○
	一般的国民発案の導入の取下げ（憲法改正）	40.4	67.9	32.1	23	○
2009.11.29	航空機用燃料への課税の収入の用途変更（憲法改正）	52.6	65.0	35.0	23	○
	軍需品の輸出禁止（憲法改正）	53.4	31.8	68.2	0	×
	ミナレットの建設禁止（憲法改正）	53.8	57.5	42.5	19.5	○
2010.3.7	人に関する研究の憲法規定化（憲法改正）	45.5	77.2	22.8	23	○
	動物虐待等の刑事手続における動物弁護士の設置の義務化（憲法改正）	45.8	29.5	70.5	0	×
	企業年金の転換算定率の引下げ	45.8	27.3	72.7	—	×
2010.9.26	失業保険の財政的安定化	35.8	53.4	46.6	—	○
2010.11.28	外国人犯罪者の自動的な滞在権剥奪に関する国民発案（憲法改正）	52.9	52.3	46.5	17.5	○

日付	内容	投票率 (%)	賛成 (%)	反対 (%)	可決した 州数	成否
2010.11.28	外国人犯罪者の自動的な滞在剥奪に関する国民発案に対する連邦議会の対案（憲法改正）	52.9	44.5	52.6	0	×
	高所得及び高額資産に対する最低税率の導入等による税の公平性の確保（憲法改正）	52.4	41.5	58.5	3.5	×
2011.2.13	武器の濫用に対する規制の強化（憲法改正）	49.1	43.7	56.3	5.5	×
2012.3.11	別荘の建設の制限（憲法改正）	45.2	50.6	49.4	13.5	○
	自己所有の家屋の取得及び省エネルギー・環境保護対策の建築資金積立てに対する税制上の優遇措置（憲法改正）	45.0	44.2	55.8	4.5	×
	年間6週間の有給休暇の付与（憲法改正）	45.4	33.5	66.5	0	×
	金銭賭博の規制（憲法改正）	44.8	87.1	12.9	23	○
	書籍価格の固定	44.9	43.9	56.1	—	×
2012.6.17	自己所有の家屋の取得の建築資金積立てに対する税制上の優遇措置（憲法改正）	38.5	31.1	68.9	0	×
	義務的国民投票の対象となる条約の範囲の拡大（憲法改正）	38.5	24.7	75.3	0	×
	健康保険におけるマネジドケアの標準モデル化	38.7	24.0	76.0	—	×
2012.9.23	青少年に対する音楽教育の強化（憲法改正）	42.4	72.7	27.3	23	○
	年金受給者の自己所有家屋に対する課税の減免措置（憲法改正）	42.5	47.4	52.6	9.5	×
	喫煙スペースの制限（憲法改正）	42.8	34.0	66.0	1	×
2012.11.25	動物の伝染病の予防に関する連邦の権限の強化	27.6	68.3	31.7	—	○
2013.3.3	家族及び仕事又は学業の両立に対する連邦及び州の支援（憲法改正）	46.6	54.3	45.7	10	×
	上場企業の幹部の報酬の規制等（憲法改正）	46.7	68.0	32.0	23	○
	景観保護に資する土地の効率的利用等を内容とする国土開発計画法の改正	46.5	62.9	37.1	—	○
2013.6.9	連邦参事会（連邦政府）の直接選挙（憲法改正）	39.2*	23.7*	76.3*	0	×
	連邦の庇護申請者用施設の拡充、スイスの在外公館における庇護申請の禁止等を内容とする庇護法の改正	38.7*	78.4*	21.6*	—	○

*の数字は、公式に確定した数字ではない

(出典)“Chronologie Volksabstimmungen.” スイス政府ホームページ <http://www.admin.ch/ch/d/pore/va/vab_2_2>

[_4_1.html](#)> を基に筆者作成。

3 オーストラリア

(1) 法的根拠

連邦憲法第 128 条が、憲法改正国民投票について規定する。この国民投票の具体的な投票手続は、1984 年国民投票（手続規定）法によって詳細に規定される。また、憲法改正国民投票以外に、諮問的国民投票が行われることがあるが、これについては、投票ごとに個別の法律が制定され実施される。オーストラリアでは、憲法改正国民投票をレファレンダム（referendum）と、重要政策についての諮問的国民投票をプレビシット（plebiscite）⁷と呼び、用語を区別している。

(2) 国民投票の種類

(i) 憲法改正国民投票（義務的又は任意のかつ拘束的国民投票）

憲法改正案は、連邦議会上院及び下院で各々総議員の過半数で可決され、総督の発する投票令状に基づき、その後 2 か月以上 6 か月以内の日に国民投票に付され、承認されることにより成立する。したがって、憲法改正のためには、国民投票は義務的である。なお、国民投票は、総督の発する投票令状に基づき行われるため、過去においては、連邦議会上院及び下院で所定の可決を経た憲法改正案が、結局国民投票に付されなかったという事例も何回か存在している⁸。この場合、総督は内閣の助言に基づき行動するため、政府の意思が憲法改正国民投票実施の 1 つの要件を構成している。

また、憲法改正案につき両院の意思が不一致の場合には、1 つの議院で第 1 回の可決の 3 か月後の（同一又は次の）会期中に第 2 回目の可決がなされれば、総督は、この憲法改正案を国民投票に付すか否かを決定できる（議院での可決要件は総議員の過半数）。この際にも、総督は内閣の助言に基づき行動する。

憲法改正国民投票では、①連邦全体で投票総数の過半数の賛成を得ること、かつ②過半数の州（4 州以上）で投票総数の過半数の賛成を得ることという 2 重の賛成を得なければ、憲法改正案は承認されない。

なお、投票権者は、18 歳以上の国民、及び 1984 年 1 月 25 日に英連邦市民として連邦選挙の選挙人名簿に登録されていた 18 歳以上の者である。投票は連邦議會議員選挙と同様に義務とされ、棄権の罪で有罪と宣告された場合は、50 オーストラリア・ドルの罰金を科される。

(ii) 重要政策の国民投票（任意のかつ諮問的国民投票）

政府が、重要政策につき、国民の意思を確認するために行われる国民投票であり、任意のかつ諮問的性格のものである。憲法改正国民投票と異なり、投票義務は課されていない。

(3) 実施例

(i) 憲法改正国民投票

⁷ 我が国では、一般に「プレビシット」とは、権力者が自らの信任を強化するために行う恣意的な国民投票を指し、マイナスの意味合いを持つ用語として使われている。しかし、オーストラリアでは、単に諮問的国民投票をプレビシットと呼び、プラス・マイナスの意味合いは全くない。

⁸ 1915、1965、1983 年の 3 回起こっている。うち、前 2 者は連邦議会可決後の政権交代に伴うものであった。1983 年の事例については、吉川和宏「オーストラリアの憲法改正手続」『東海法学』34 号、2005.12、p.151 を参照。

過去に 19 回の国民投票が行われ、44 の改正案が国民に提示され投票の対象になった。このうち承認に至ったのは、8 つの改正案にすぎない。以下、1945 年以降の事例を掲げる。

表 3 オーストラリアの憲法改正国民投票実施例（1945 年以降）

日付	内容	投票率 (%)	賛成 (%)	反対 (%)	可決した州数	成否
1946.9.28	社会福祉等の社会的サービス拡充	94.0	54.4	45.6	6	○
	一次産品の商取引規制		50.6	49.4	3	×
	産業労働者の労働条件の規制		50.3	49.7	3	×
1948.5.29	賃貸料、物価に関する規制	93.6	40.7	59.3	0	×
1951.9.22	共産主義の規制	95.6	49.4	50.6	3	×
1967.5.27	下院定数の上院定数 2 倍条項の廃止	93.8	40.3	59.7	1	×
	先住民アボリジニの権利保護		90.8	9.2	6	○
1973.12.8	物価に関する規制	93.4	43.8	56.2	0	×
	所得に関する規制		34.4	65.6	0	×
1974.5.18	連邦上下院同時選挙の義務化	95.5	48.3	51.7	1	×
	憲法改正要件の緩和等		48.0	52.0	1	×
	連邦下院等の選挙区画定の公正化		47.2	52.8	1	×
	地方自治体の財政強化		46.9	53.1	1	×
1977.5.21	連邦上下院同時選挙の義務化	92.3	62.2	37.8	3	×
	連邦上院議員の欠員補充方法の変更		73.3	26.7	6	○
	連邦特別地域の憲法改正投票権の創設		77.7	22.3	6	○
	連邦裁判所裁判官の定年制採用		80.1	19.9	6	○
1984.12.1	連邦上院議員の任期変更	94.0	50.6	49.4	2	×
	連邦と州の関係の柔軟化		47.1	52.9	0	×
1988.9.3	連邦上下院議員の任期統一	92.1	32.9	67.1	0	×
	公正な選挙区画の保障		37.6	62.4	0	×
	地方自治体条項の憲法への挿入		33.6	66.4	0	×
	連邦憲法の人権規定の拘束力の州への拡大（陪審制、信教の自由、財産権保護）		30.8	69.2	0	×
1999.11.6	共和制への移行	95.1	45.1	54.9	0	×
	前文の追加挿入		39.3	60.7	0	×

（出典）“Parliamentary Handbook of the Commonwealth of Australia 2011 : 43rd parliament” オーストラリア連邦議会ホームページ <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/handbook/newhandbook/2011-10-13/toc_pdf_repeat/Preface.pdf;fileType=application%2Fpdf> 等を基に筆者作成。

（ii）重要政策の国民投票

歴史上 3 回の国民投票が行われている。第 3 回目（1977 年）は、賛成・反対を投票するのではなく、4 つの選択肢から好ましいものを選んで投票する形式であった。

表4 オーストラリアの特定政策等の国民投票実施例

日付	内容	投票率(%)	賛成(%)	反対(%)
1916.10.28	国外派兵のための徴兵制導入	82.8	48.4	51.6
1917.12.20	国外派兵のための徴兵制導入	81.4	46.2	53.8
1977.5.21	国歌の選択 (4つの曲目から1つを選択)	84.1	アドヴァンス・オーストラリア・フェア 43.3%*	

*他の曲の得票率 1. 神よ女王を護り賜え 18.8% 2. ソング・オブ・オーストラリア 9.7%
3. ワルツィング・マティルダ 28.3%

(出典) 表3と同一。

4 ロシア

(1) 法的根拠

ロシア連邦憲法第3条第3項は、「レファレンダムと自由選挙は、人民権力の最高の直接的表現」と規定し、さらに、大統領に対して国民投票を公示する権限を付与している(同第84条第3号)。国民投票の案件としては、憲法改正国民投票と、その他の一般的国民投票が存在している。レファレンダムを規律する法律としては、①国民投票法(ロシア連邦の国民投票に関する連邦憲法法律)、②ロシア連邦市民の選挙権及び国民投票参加権の基本的保障に関する連邦法が存在する。

投票権者は、18歳以上の国民である。

(2) 国民投票の種類

(i) 憲法改正国民投票(任意的かつ拘束的国民投票)

連邦憲法第1、2、9章の改正⁹は、連邦議会が行うことができず、その改正に当たっては、連邦議会上下院の各々の支持が得られた後、憲法制定会議で審議され、同会議の3分の2の賛成又は国民投票で承認されることになっている。国民投票によるケースでは、有権者の過半数が参加することにより投票自体が成立し、かつ、投票参加者の過半数が賛成すれば、承認に至る(連邦憲法第135条)。投票結果は、当然ながら拘束力を持つ。

(ii) 一般的国民投票(拘束的国民投票)

一般的案件については、200万人以上の有権者の署名(ただし1つの連邦構成主体及び海外の署名は各々5万人以下)を収集した国民発案により発議されるケースと、国際条約等の要請により行われるため連邦の国家権力機関が発議するケースの2種類が存在する(国民投票法第14条第1項)。ただし、対象となる案件としてあらかじめ除外されているものがあり、実際に国民発案を行うことができるテーマは限られる¹⁰。一般的国民投票の場合は、原則として任意的国民投票であるが、国際条約の要請によるもの等では、義務的国民投票もある。承認に至る要件は、憲法改正国民投票の場合と同じである(同第80条第5項及び第7項)。投票結果は、

⁹ 連邦憲法第3～8章の改正には、国民投票は不要である。

¹⁰ 例えば、連邦構成主体の地位、大統領・連邦議会議員等の任期変更、連邦の上級公務員の選出・任命、連邦機関の人的構成、国際条約に基づき設置された機関又は選挙され、若しくは任命される公務員の選挙・罷免等、国民の健康と安全確保のための緊急措置、連邦の専属的権限に属する事項などに関するものは、国民投票の対象にできない(国民投票法第6条第5項)。

拘束力を持つ（同第 83 条第 2 項）。

（3）実施例

現行の 1993 年連邦憲法自体は国民投票で承認されたが、その後の実施例はない。

5 韓国

（1）法的根拠

韓国の現行憲法（1987 年憲法）は、2 つの国民投票の類型を規定している。第 1 は憲法改正国民投票であり（第 130 条第 2 項及び第 3 項）、第 2 は重要政策の国民投票である（第 72 条）。いずれも、具体的な投票手続は国民投票法で詳細に規定される。

投票権者は、19 歳以上の国民とされるが（国民投票法第 7 条）、2009 年 2 月 12 日の改正で、一部の海外在住の国民¹¹も含まれることになった（同第 14 条第 1 項）。

（2）国民投票の類型

（i）憲法改正国民投票（義務的かつ拘束的国民投票）

憲法改正案は、国会が在籍議員の 3 分の 2 以上の賛成で可決後 30 日以内に国民投票に付され、有権者の過半数の投票、かつ、投票者の過半数の賛成によって確定される。憲法改正手続において、国民投票は必須（義務的）であり、結果の効力は拘束的である。

（ii）重要政策の国民投票（任意的国民投票）

大統領は、必要と認める場合、外交、国防、統一その他国家の安危に関する重要政策を国民投票に付することができる。この重要政策の国民投票については、実施は大統領の任意であり、結果の効力に関しては憲法及び法律に具体的な規定がないため、拘束的とする説と諮問的とする説に分かれている。この国民投票については、承認に必要な賛成票数等の要件は、憲法上も、法律上も規定されていない。

（3）実施例

現行憲法自体は、国会での可決後に国民投票で確定されたが、その後の実施例はない。2003 年に盧武鉉前大統領（2003～2008 年在任）は、支持率が低下したため、自身の信任投票の意味での国民投票を提案した。しかし、大統領の信任のみを問う国民投票は、憲法上容認されるか否かにつき議論となり、容認されないとの意見も多く、結局実施されなかった。

II 任意的な国民投票制度のみを有する国

1 英国

（1）法的根拠

英国には単一の成文憲法典が存在せず、国民投票に関する成文法も長らく存在しなかった。国民投票の制度自体、法的主権が議会にあるとする伝統的な議会主権の原則に反するおそれが

¹¹ 韓国で住民登録を行っていない在外韓国国民のうち、継続的な事業等で韓国内に居住し「国内居所申告」をしている者が、投票に参加することが可能になった（国民投票法第 14 条第 1 項）。「国内居所申告」については、在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律第 6 条で規定される。ただし、韓国で住民登録も、国内居所申告も行っていない在外韓国国民は、依然として国民投票には参加できない。

あるということが一因となって、長らく認められてこなかった。しかし、1975年に初の全国的な国民投票が実施され、憲法慣習上に1つの位置付けが与えられることとなった。

1975年の国民投票は、国民投票一般の手続を定めた法律の制定に基づいて実施されたのではなく、当該国民投票に限って、その投票権者、投開票手続等を定めた1975年国民投票法に基づいて行われた。2011年に実施された国民投票も、国民投票手続及び国民投票の対象となった選挙法の改革案を定めた2011年議会選挙制度及び選挙区法に基づいて実施された。なお、2000年には、レファレンダム実施の際の運動規制等を規律する、政党、選挙及びレファレンダム法が制定されている。

2011年議会選挙制度及び選挙区法によれば、投票権を有するのは、議会議員の選挙権を有する者、すなわち、18歳以上の英国国民その他の英連邦市民及びアイルランド国民で、選挙人名簿に登録されているものであった。

(2) 国民投票の種類

投票結果が議会を拘束する拘束的国民投票の採用は、議会主権の原則に反するとの理解から、国民投票が実施されるとしても、諮問的な性格ものに限られるという解釈が支配的であった¹²。したがって、1975年の国民投票は諮問的国民投票という形式をとることとなったが、2011年の国民投票では、そうした解釈を覆し、拘束的国民投票という形式をとった。

(3) 実施例

北アイルランド、ウェールズ、スコットランドなど地域レベルでの住民投票は何回か実施されているが、全国レベルで国民投票が実施されたのは、次の2件である。

表5 英国の国民投票実施例

日付	内容	投票率(%)	賛成(%)	反対(%)
1975.6.5	欧州共同体 (EC) 残留の是非	64.5	67.2	32.8
2011.5.5	選択投票制の採用	42.0	32.1	67.9

(出典) Michael Gallagher and Pier Vincenzo Uleri, eds., *The referendum experience in Europe*, Houndmills : Macmillan, 1996, p.213 ; "Alternative vote referendum 2011 : analysis of results." 英国議会ホームページ <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP11-44.pdf>> を基に筆者作成。

2 カナダ

(1) 法的根拠

カナダは、州レベルでは義務的な住民投票制度が存在するが、連邦レベルでは義務的国民投票制度は存在しない。歴史上、3回の国民投票が行われているが、いずれも任意かつ諮問的国民投票であった。1898年と1942年の国民投票では、それぞれ国民投票実施法が制定された。1992年の国民投票では初めて、1回限りの国民投票を規律するにとどまらない、一般的な国民投票法が制定され投票が行われた。

現在の投票権者は、18歳以上の国民である。

¹² Bernadett Putschli, *The referendum in British politics : experiences and controversies since the 1970s*, Saarbrücken : VDM Verlag Dr. Müller, 2007, p.13.

(2) 国民投票の種類

連邦憲法改正のために、国民投票は手続上求められていない。現行の国民投票法で想定されているのは、連邦憲法に関連して有権者の意見を汲み取るために行われる任意的かつ諮問的国民投票である。

国民投票法によれば、対象となるのは、連邦憲法に関連する案件である。投票結果により法律等の承認・否決が決定されるわけではないため、承認要件（必要な票数等）が定められることもない。発議者は総督であり、総督は大臣の助言に基づき行動するため、事実上政府が発議を行うことになる。投票の際に有権者に提示される質問文は、連邦上院・下院の承認を経なければならない。

(3) 実施例

過去 3 件の国民投票とも、政府主導の諮問的国民投票であった。

表 6 カナダの国民投票実施例

日付	内容	投票率(%)	賛成(%)	反対(%)
1898.9.29	連邦レベルの禁酒法制定	44.6	51.2	48.8
1942.4.27	国外派兵のための徴兵制導入	71.3	65.6	34.4
1992.10.26	シャーロットタウン合意（ケベックの特殊な社会としての容認等）に基づく憲法改正を進めること	71.8	45.0	55.0

（出典） “Direct Democracy Databases.” Centre for research on direct democracy ホームページ <http://www.c2d.ch/inner.php?table=continent&sublinkname=country_information&tabname=results&menuname=menu&continent=North%20America&countrygeo=132&stategeo=0&citygeo=0&level=1> 等を基に筆者作成。

3 イタリア

(1) 法的根拠

憲法改正法律及び憲法的法律¹³の国民投票については、憲法第 138 条で規定し、法律等の全部又は一部廃止に関する国民投票については、憲法第 75 条で規定している。国民投票の手続については、1970 年 5 月 25 日法律第 352 号「憲法に規定するレファレンダム及び国民の立法発案に関する規範」が詳細を定めている。この法律によれば、投票権については、1967 年 3 月 20 日大統領令第 223 号の規定によるとされ、当該大統領令によれば、18 歳以上のイタリア国民が投票権を有することと規定されている。なお、1989 年に行われた諮問的国民投票は、憲法に直接基づくものではなく、1989 年 4 月 3 日憲法的法律第 2 号に基づいて実施された。

(2) 国民投票の種類

(i) 憲法改正法律及び憲法的法律に関する国民投票（拘束的国民投票）

憲法改正法律及び憲法的法律は、上下両院での各 2 回の議決によって採択される¹⁴が、2 回目の各院の議決が 3 分の 2 の多数に満たない場合には、当該法律の公布後、3 か月以内に一議

¹³ 憲法と同等の効力を有する法律

¹⁴ 2 回の議決の間には、3 か月以上の期間を置き、2 回目の議決は、絶対多数（現在議員の過半数）でなければならない。

院の 5 分の 1 の議員、50 万人の有権者又は 5 つの州議会の要求によって、国民投票に付されることになっている。憲法改正法律及び憲法的法律に関する国民投票の場合は、通常法律の廃止の場合とは異なり、投票率が過半数に満たなくても成立し、有効投票の過半数の賛成によって改正は承認される。

(ii) 法律等の廃止に関する国民投票（拘束的国民投票）

イタリアの国民投票は、成立前の法律案の採否ではなく、既に制定された法律等の全部又は一部廃止を問うところに特色がある。対象となるのは、法律と法律の効力を有する行為¹⁵であるが、租税及び予算、大赦及び減刑、国際条約の批准の承認に関する法律は除外される。

国民投票の提起に当たっては、50 万人の有権者又は 5 つの州議会の要求が必要とされる。要求書は、毎年 9 月 30 日までに破毀院（最高裁判所）に提出しなければならない。破毀院に設置される中央事務局と憲法裁判所が国民投票の適法性を審査した後、大統領によって国民投票が公示される。有権者の過半数が参加した国民投票の結果、有効投票の過半数の賛成があった場合には、大統領令によって当該法律等の廃止が宣言される。

(iii) 諮問的国民投票

1989 年に欧州議会への欧州憲法制定権限の付与の是非をめぐって、憲法的法律が特別に制定され、諮問的国民投票が行われた。

(3) 実施例

現憲法下で、69 件について国民投票が行われた。そのうち、66 件が法律の廃止に関する国民投票であり、2 件が憲法改正に関する国民投票（2001 年及び 2006 年）であり、1 件が諮問的国民投票（1989 年）であった。

表 7 イタリアの国民投票実施例（現行憲法下）

日付	内容	投票率 (%)	賛成 (%)	反対 (%)	成否
1974.5.12	離婚法の廃止	87.7	40.7	59.3	×
1978.6.11	政党活動への国庫補助の廃止	81.2	43.6	56.4	×
	治安法の廃止	81.2	23.5	76.5	×
1981.5.17	反テロリズム法の一部廃止	79.4	14.9	85.1	×
	終身刑の廃止	79.4	22.6	77.4	×
	武器携帯免許法の廃止	79.4	14.1	85.9	×
	中絶法の限定規定の廃止	79.4	11.6	88.4	×
	中絶法の廃止	79.4	32.0	68.0	×
1985.6.9	賃金の物価スライド率削減法の廃止	77.9	45.7	54.3	×
1987.11.8	司法官の民事責任規定の廃止	65.1	80.2	19.8	○
	議会の審問委員会に関する規定の廃止	65.1	85.0	15.0	○
	原子力発電所建設地の政府の決定権限の廃止	65.1	80.6	19.4	○
	原子力発電所立地自治体への補助金交付の廃止	65.1	79.7	20.3	○
1987.11.8	外国法人の原子力発電所建設管理事業参加法の廃止	65.1	71.9	28.1	○

¹⁵ 政府による委任立法である「立法命令 (decreto legislativo)」など。

日付	内容	投票率 (%)	賛成(%)	反対(%)	成否
1989.6.18	欧州議会への欧州憲法制定権限の付与	80.7	88.1	11.9	—
1990.6.3	狩猟の規制	43.4	92.2	7.8	×
	私有地へのハンターの立入り規制	42.9	92.3	7.7	×
	食品の残留農薬の制限	43.1	93.5	6.5	×
1991.6.9	下院選挙法改正	62.2	95.6	4.4	○
1993.4.18	上院選挙法改正	76.9	82.7	17.3	○
	政党活動への国庫補助の廃止	76.9	90.3	9.7	○
	個人使用のためのソフトドラッグ保持の容認	76.9	55.3	44.7	○
	貯蓄信用役員に対する財務大臣の人事権の廃止	76.9	89.8	10.2	○
	環境保護行政の地域保健機構の管轄からの除外	76.9	82.5	17.5	○
	観光省を廃止し、州政府に権限を移管	76.9	82.2	17.8	○
	農業省を廃止し、州政府に権限を移管	76.9	70.1	29.9	○
	国家持株省の廃止	76.9	90.1	9.9	○
1995.6.11	職場の労働者代表の3大労組による独占の廃止	56.9	49.97	50.03	×
	職場の労働者代表の3大労組による独占の縮小	56.9	62.1	37.9	○
	公務員の組合への民間労組と同様の団体協約の締結権の付与	56.9	64.7	35.3	○
	マフィア・メンバーの身柄保護	57.0	63.7	36.3	○
	RAI (国営ラジオ・テレビ) の民営化	57.2	54.9	45.1	○
	小売店開設規制の緩和	57.0	35.6	64.4	×
	組合費の天引き制度の廃止	57.1	56.2	43.8	○
	人口1.5万人以上のコムーネの選挙法の修正	57.1	49.4	50.6	×
	小売店営業時間の自由化	57.1	37.5	62.5	×
	全国ネットのテレビ局の一企業による保有の上限設定	57.9	43.0	57.0	×
	テレビ番組の広告による中断の禁止	57.9	44.3	55.7	×
	ラジオ・テレビ広告代理店法の修正	57.8	43.6	56.4	×
1997.6.15	黄金株の廃止	30.2	74.1	25.9	×
	良心的兵役忌避	30.2	71.7	28.3	×
	私有地へのハンターの立入り規制	30.2	80.9	19.1	×
	司法官の自動昇任	30.2	83.6	16.4	×
	ジャーナリスト同業組合の廃止	30.1	65.5	34.5	×
	裁判官への司法職以外の者の任命	30.2	85.6	14.4	×
	農林食糧資源省の廃止	30.1	66.9	33.1	×
1999.4.18	比例代表制の廃止	49.6	91.5	8.5	×
2000.5.21	国民投票及び選挙運動費用の償還の廃止	32.2	71.1	28.9	×

日付	内容	投票率 (%)	賛成(%)	反対(%)	成否
	下院の比例代表制の廃止	32.4	82.0	18.0	×
	最高司法会議の構成員の選挙方法	31.9	70.6	29.4	×
	検察官と裁判官のキャリアの分離	32.0	69.0	31.0	×
	司法官の副職禁止	32.0	75.2	24.8	×
	不当に解雇された労働者を再雇用する義務の廃止	32.5	33.4	66.6	×
	社会保障機関による組合費控除の廃止	32.2	61.8	38.2	×
2001.10.7	地方分権に関する憲法改正	34.1	64.2	35.8	○
2003.6.15	不当に解雇された労働者の再雇用の拡大	25.5	86.7	13.3	×
	土地所有者に対する電線の配線の義務の廃止	25.6	85.6	14.4	×
2005.6.12-13	受精卵に関する臨床研究等の廃止	25.4	88.0	12.0	×
	体外受精卵の数の制限等の廃止	25.5	88.8	11.2	×
	誕生した者の諸権利とヒト胚の諸権利を同等とする 規定の廃止	25.5	87.7	12.3	×
	第三者の配偶子を用いた受精に関する禁止の廃止	25.5	77.4	22.6	×
2006.6.25-26	統治機構改革に関する憲法改正	52.3	38.7	61.3	×
2009.6.21-22	第1党への優先的議席配分の廃止（下院）	23.3	77.6	22.4	×
	第1党への優先的議席配分の廃止（上院）	23.3	77.7	22.3	×
	複数選挙区における同一候補者の立候補の禁止	23.8	87.0	13.0	×
2011.6.12-13	良質な水道水の供給について水道事業者に収益を認 める法律の廃止	54.8	95.3	4.7	○
	水道事業の民営化を認める法律の廃止	54.8	95.8	4.2	○
	原発再開計画を許容する法律の廃止	54.8	94.1	5.9	○
	首相等の自ら関係する刑事裁判への出廷義務を免除 する法律の廃止	54.8	94.6	5.4	○

(出典) 馬場康雄・岡沢憲英編『イタリアの政治』早稲田大学出版部, 1999, p.134; イタリア内務省ホームページ
<<http://elezionistorico.interno.it/index.php?tpel=F>>等を基に筆者作成。

4 スウェーデン

(1) 法的根拠

スウェーデンの憲法の一部に当たる統治法の第8章第2条は、諮問的国民投票及び統治法を含む基本法（憲法）¹⁶の改正に関する国民投票の手続を法律で定める旨規定している。また、第8章第16条は基本法の改正に関する国民投票の提起の要件と国民投票の結果の確定の要件を規定している。

国民投票の手続については、1979年の国民投票法が詳細を定めている。

¹⁶ 統治法のほか、王位継承法、出版の自由に関する法律、表現の自由に関する基本法が基本法とされている。

1979 年法によれば、投票権を有するのは、議会議員の選挙権者、すなわち、18 歳以上のスウェーデン国民である。ただし、2003 年の国民投票に際しては、ユーロ導入に関する国民投票法という特別法が定められ、同法によれば、欧州連合（EU）加盟国、アイスランド若しくはノルウェーの 18 歳以上の国民で、スウェーデンにおいて住民登録を行っているもの又はそれ以外の国の国民で 3 年間継続して住民登録を行っている 18 歳以上のものも投票権を有するとされた。

（２）国民投票の種類

（i）基本法改正に関する国民投票（拘束的国民投票）

基本法の改正は、同一の文言に基づく 2 回の議会（1 院制）の議決によって承認される。第 1 回の議決の後、総選挙が行われ、第 2 回の議決は新たな議会によってなされることになっている。国民投票を提起できるのは、この 2 回の議決の間であり、議会議員の 10 分の 1 以上による動議があり、その動議に議会議員の 3 分の 1 の賛成が得られた場合に実施される。実施が認められた場合は、総選挙と同時に投票が行われる。基本法改正を拒否するためには、反対票が賛成票を上回り、かつ、その反対票の数が、同時に行われる議会選挙の有効投票の過半数を得なければならない。

（ii）政治的重要事項に関する国民投票（諮問的国民投票）

統治法上には政治的重要事項についての諮問的国民投票に関する発案の手続についての定めはないが、過去の例によれば、議会の過半数の議決により、国民投票実施のための法律を承認し、国民投票に諮るものとなっている。

設問の設定の仕方としては、必ずしも賛成・反対の二者択一方式をとる必要はなく、3 種類以上の選択肢の間で投票を行う場合もある。

（３）実施例

1922 年以来、6 件の国民投票が実施され、いずれも諮問的国民投票である。

表 8 スウェーデンの国民投票実施例

日付	内容	投票率 (%)	賛成(%)			反対(%)
1922.10.6	禁酒法の導入	55.1	49.0			51.0
1955.10.16	右側通行の導入	53.2	15.5			82.9
1957.3.13	付加年金制度	72.4	提案 1	提案 2	提案 3	
			45.8	15.0	35.3	
1980.3.23	原子力開発	75.6	提案 1	提案 2	提案 3	
			18.9	39.1	38.7	
1994.11.13	欧州連合（EU）への加盟	83.3	52.2			46.8
2003.9.14	ユーロの導入	82.6	41.8			51.1

（出典）Michael Gallagher and Pier Vincenzo Uleri, eds., *The referendum experience in Europe*, Houndmills : Macmillan, 1996, p.175 等を基に筆者作成。

Ⅲ 国民投票制度を有しない国

1 アメリカ

アメリカは、州民投票や住民投票は盛んであるが、国民投票は歴史上1度も経験がない。連邦の政治制度は間接民主制（代議制）によっており、連邦法を国民投票で制定することは、「委任された権限は、委任することはできない（*delegatus non potest delegare*）」という法理により、連邦憲法上容認されないと解されている¹⁷。しかし同時に、諮問的国民投票は容認されることも解されている¹⁸。また拘束的国民投票を求める運動（例えば「民主主義のための全国的発案（*National Initiative for Democracy*）」計画を提示した運動が著名）も国内に存在している。現時点では、この種の運動は幅広い支持を得るには至っていない。

2 ドイツ

ドイツは、現行憲法（基本法）第20条第2項で「国家権力は、国民により選挙及び投票において、並びに、立法、執行権及び司法の個別諸機関を通じて行使される」と規定しているが、実際に憲法が認める「投票」は、連邦領域の再編成の場合の住民投票に限られており（第29条、第118条及び第118a条）、憲法上、拘束的国民投票は容認されていない。事実、現行憲法下で国民投票が行われたことは1度もない。この背景には、第二次世界大戦以前の全体主義の悪しき経験が、プレビシットの・ポピュリズム的手法への警戒感を生み出したことがあるとされている。近年、国民投票を再評価する動きもある。例えば、2005年の欧州憲法条約の批准に当たっては、社会民主党や緑の党を中心に、国民投票を求める動きが広がった。しかし、キリスト教民主同盟では反対者が多く、憲法改正を含めた法整備には至らず、国民投票は行われなかった。

おわりに

次ページの別表「諸外国の国民投票制度一覧」は、これまで記述した各国の制度を一覧にしたものであるが、この表から、各国の制度を比較して、以下のような点を指摘することができる。第1に、義務的国民投票は、通例、拘束的国民投票である。第2に、義務的な国民投票制度を有する諸国は、任意的な国民投票制度を併せ持っていることが多い。第3に、憲法改正を国民投票の対象とする国は多いが、必ずしも義務的なものではなく、任意的なものも存在する。その多くの場合は、拘束的国民投票であるが、カナダのように諮問的国民投票とされている国もある。第4に、国民発案の制度を有する国は少ない。

¹⁷ Ralph M. Goldman, “The advisory referendum in America”, *The public opinion quarterly*, 14(2), 1950 summer, p.311.

¹⁸ Robert L. Maddex, *The U.S. Constitution A to Z*, 2nd ed., Washington, D.C.: CQ Press, 2008, p.154.

別表 諸外国の国民投票制度一覧

	国名	国民投票の対象	国民投票の実施が義務的か任意的か	国民投票の拘束力	国民発案に関する法的規定の存在	1980年以降国民投票が実施されているか	住民投票に関する法的規定の存在
義務的及び任意的な国民投票制度を有する国	フランス	憲法	義務的又は任意的	拘束的		○	○
		法律	任意的	拘束的		○	
	スイス	憲法	義務的	拘束的	○	○	○
		条約	条約の性質によっては義務的であるが、原則として任意的	拘束的	○	○	
		法律等	法律等の種類によっては義務的であるが、原則として任意的	拘束的	○	○	
	オーストラリア	憲法	義務的	拘束的		○	○
		重要政策	任意的	諮問的			
	ロシア	憲法	任意的	拘束的		○	○
		条約等により定められる事項	義務的又は任意的	拘束的			
		重要政策	任意的	拘束的	○		
韓国	憲法	義務的	拘束的		○	○	
	重要政策	任意的	学説による				
任意的な国民投票制度のみを有する国	英国	憲法事項を含む重要政策	任意的	場合による		○	○
	カナダ	憲法	任意的	諮問的		○	○
		重要政策	任意的	諮問的			
	イタリア	憲法	任意的	拘束的		○	○
		法律等	任意的	拘束的	○	○	
		重要政策	任意的	諮問的		○	
	スウェーデン	憲法	任意的	拘束的			○
重要政策		任意的	諮問的		○		
国民投票制度を有しない国	アメリカ						○
	ドイツ						○
参考	日本	憲法	義務的	拘束的			○

(出典) 筆者作成